

広島県告示第二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成二十年一月二十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市江田島町小用二丁目一七八九四番一 地先から 江田島市江田島町小用二丁目一七八八九番一 地先まで		一・二・〇〇〇〇 一 六・二〇	一五・三〇〇 二 二・二〇	六五・五〇	拡幅